

愛知労働局発表
平成22年9月24日

| | | |
|-------|------------------|------------------|
| 担 | 需給調整事業部 | |
| | 需給調整事業第一課長 | 松下 金夫 |
| | 需給調整事業第二課長 | 河瀬 常雄 |
| 当 | 需給調整事業第二課課長補佐 | 谷奥 紀夫 |
| | 労働基準部 | |
| | 監督課長 | 川又 修司 |
| | 統括特別司法監督官 | 後藤 勝 |
| | 電 話 | 052 - 219 - 5587 |
| F A X | 052 - 219 - 5589 | |

「労働者派遣・請負事業にかかる指導監督強化期間」

(平成22年10月～12月)の取組みについて

平成20年秋以降の経済情勢の悪化に伴う労働者派遣に係るトラブルが社会問題化する中、労働者派遣事業関係(請負事業を含む)の個別事業所に対する法令遵守の徹底は、労働局の指導監督業務における重要な課題となっており、今後、更なる労働者派遣事業・請負事業の事業運営の適正化が求められています。

愛知労働局は、10月から12月の3ヶ月間を期間設定し、関係部局の密接な連携のもとに、労働者派遣・請負事業にかかる個別指導監督等の取組みを集中的に展開する「指導監督強化期間」として実施し、派遣受入期間の制限等をはじめとした法令遵守の徹底による両事業の適正化の一層の推進を図ります。

また、同強化期間中には、今後、派遣就業を希望する者等に対して、「派遣労働者の労働条件確保」等を目的として「派遣労働者セミナー」を開催いたします。

1 主な実施内容

(1) 需給調整事業部による個別指導監督の集中的実施

労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業している事業者等を集中的に指導監督強化期間中に個別指導監督を実施します。

(2) 需給調整事業部と労働基準行政との共同監督の実施

「労働者派遣法」「改正派遣元・先指針」とともに、「労働基準法」や「労働安全衛生法」等の労働者保護法令に違反する(若しくは違反する可能性が高い)派遣元・派遣先事業主などを中心に、需給調整事業部と管轄労働基準監督署との共同監督(合同臨検指導)を実施します。

(3) 派遣労働者セミナーの開催

『派遣労働者セミナー』開催のお知らせ

愛知労働局は、労働者派遣事業の適正な運営を図るため、従来から派遣元・派遣先事業主に對しては厳正な指導監督を取り組んできていますが、派遣労働者の就業条件の確保を確実なものとしていくためには、労働者にも労働者派遣法及びその制度がよく理解され、浸透することが必要であることから、派遣就業を希望する者等を対象に、下記のとおりセミナーを開催します。

【開催日時】

- 第1回 : 平成22年10月18日(月) 午後2時～ 3時30分
- 第2回 : 平成22年11月 5日(金) 午後2時～ 3時30分
- 第3回 : 平成22年11月19日(金) 午後2時～ 3時30分

【開催場所】

〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1
中日ビル12F
愛知学生職業センター内 セミナールーム

【対象者】

- ・派遣就業を希望する者及び労働者派遣について知りたい者

【定員数】 各回 20名

【参加申込み】

- ・参加を希望される方は、愛知労働局需給調整事業第二課まで電話によりご連絡ください。
電話番号：052-219-5587

[セミナーリーフレットはこちら](#) (PDF)